

岡山県魚病検査実施要領

(趣旨)

第1条 ヒラメに寄生する寄生虫 *Kudoa septempunctata* による食中毒の発生防止のため、ヒラメ養殖場において対策の強化が求められている。一方、アユは本県において内水面養殖業の最重要魚種であり、アユ等に発症し伝染性の強い冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症を早期に発見し対処する必要がある。これらの魚病を検査で事前に検知することによりまん延を防止し、もって本県養殖魚の安全性と養殖業の振興を図るため、岡山県農林水産総合センター水産研究所長（以下「水産研究所長」という。）が行う魚病検査の実施に関する手続き等について、この要領で定めるものとする。

(魚病検査)

第2条 魚病検査とは、ヒラメクドア遺伝子検査、冷水病遺伝子検査及びエドワジエラ・イクタルリ感染症遺伝子検査をいい、当該検査の結果を証する書面の通知を伴うものに限る。

(検査の依頼)

第3条 ヒラメ及びアユ等の養殖業者等（以下「養殖業者等」という。）が、前項の魚病検査を依頼する場合、魚病検査依頼書（様式第1号）に必要事項を記載し、水産研究所長に提出する。

2 第1項の依頼者は、岡山県農林水産総合センター条例（平成22年岡山県条例第20号）に基づき、検査1件ごとに手数料を納付しなければならない。

(検査の実施手順)

第4条 水産研究所長は、養殖業者等から魚病検査依頼書を受理したときは、検査準備等を考慮し、検体の採取方法や送付日時等を養殖業者等に指示する。

2 養殖業者等は、前項の指示に従い検体を水産研究所長に持参又は送付する。

(検査結果の通知)

第5条 水産研究所長は、前項の規定により検体の持参又は送付を受けたときは、速やかに検査し、検査結果を魚病検査結果証明書（様式第2号）により検査を依頼した者に通知する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年10月1日から適用する。